

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. May 2015

中小企業およびパートナーシップに対する法人所得税の恩典

勅令No. 583が公布され、事業年度末の払込済み資本金額が5百万バーツを超えず、かつ当該事業年度の売上金額が30百万バーツを超えない法人もしくは法人格を持つパートナーシップに適用される法人所得税率が引き下げられました。当該措置は、中小企業の流動性を高め、租税負担を軽減することを目的としています。2015年1月1日以降に開始する事業年度から、以下の法人所得税率が適用されます。

- 免税：課税所得金額のうち300,000バーツを超えない部分
- 15%：課税所得金額のうち300,000バーツを超え、かつ3百万バーツを超えない部分
- 20%：課税所得金額のうち3百万バーツを超える部分

2015年度の地方開発税の評価額

タイ国内閣は、内務省から提案された2015年度の地方開発税の課税評価額に1978年から1981年に地方開発税の算定に使われた土地の評価額の中央値を使用することを承認しました。現在の状況に即した土地の評価に関する規定の改正および地方開発税率についてはまだ決定されていません。

個人所得税率の区分の変更に関する提案

タイ国国家改革評議会 (The National Reform Council) 経済および財務改革委員会は、20年以上変更されていない個人所得税率の適用区分を拡大するよう財務省に提案しました。当該変更は、現在の状況、インフレーションおよび高い経済成長に合致した税率に更新することを目的としています。加えて、当該計画は、納税者のベースを拡大し、現在の納税者に適用されている税率の軽減を想定しています。同評議会は、また、近い将来に印紙税を廃止することを提案しています。

13の産業に対する免税措置

経済特区の開発に関する政策評議会は、最長8年間の免税措置を以下の産業に対して認めることに合意しました。(1) 農業、漁業および関連産業、(2) 窯業、(3) 織物、衣類および革産業、(4) 家具製造業、(5) 宝石および宝飾品業、(6) 医療機器製造業、(7) 自動車、機器および部品産業、(8) 電気器具および電子機器産業、(9) プラスティック製造業、(10) 医薬品製造業、(11) 物流業、(12) 工業団地、(13) 観光促進。免税についての詳細はタイ国投資委員会 (BOI) から公表されます。

税務申告義務の拡大に関する提案

タイ国閣議は、全市民にPND 9 の提出を適用することについてタイ国歳入局がさらに検討を行うという提案を承認しました。当該提案によると、全市民はその所得金額が要申告額未満であるか否かに拘わらず、通常個人所得税の申告と同等な方法で課税所得金額を申告する必要があります。当該提案は、市民の各集団に公共政策を届けることに寄与すると共に国勢調査情報の収集を促進することを目的としています。

最高裁判所の判決

BOIの投資奨励政策に基づく物品の輸入に係る VAT の取り扱い

タイ国最高裁判所は、タイ国投資委員会 (BOI) の投資奨励の恩典を受ける法人が物品を輸入した際の付加価値税 (VAT) の取り扱いについての判決を下しました。

A社は、エタノールの製造に係る BOI の投資奨励を受け、当該奨励に基づき製造過程で使用される原材料の輸入に係る関税および VAT が免除されていました。しかし、いくつかの原材料について関税および VAT の免除の対象になるか否か BOI が再調査を行っていました。A社は、関税を納付の代わりに保証状を提示しました。その後 BOI は、一部の原材料については免税の対象になるが、その他は対象外であると決定しました。これに基づきA社は、免税の対象にならない原材料に係る税金を納付しました。これについて税務調査官は、A社の納税義務は BOI の決定の日ではなく、原材料の輸入日に生じており、従って、A社は100%のペナルティーとA社が輸入関税に関する保証状を提示された日から月1.5%のサーチャージを納付する義務があるとしました。

最高裁判所は、A社が保証状を提示した時に輸入に係る VAT および関税の納税義務が生じたとし、従って、当該納付が納税通知書に明記された期限内に行われていたとしても VAT の納付が期限内に行われたことにはならず、A社はペナルティーおよびサーチャージを納付しなければならないとの判決を下しました。

歳入局のルーリング

タイ国内で提供されるサービスに係る VAT

タイ国歳入局は、外国証券市場の仲介斡旋サービスを提供する法人はタイ国内でサービスの提供を行っていることになるため、通常の税率 (7%) で付加価値税 (VAT) の納税義務を負うとしました。

B社は、外国およびタイ法人、ならびにタイ居住者および非居住者に証券を販売する仲介斡旋業者です。顧客が外国の証券 (例えば、ラオス法人の株式) の買い注文を電話や電子メールで出した場合、B社は顧客の注文をオンラインシステムに入力して当該注文をラオス国内の仲介業者に送信し、ラオス証券取引所での購入手続きを依頼します。B社は手数料、サービス料およびその他の経費を受領します。

タイ国歳入局は、B社は外国証券市場の仲介斡旋業社としてタイ国内でサービスを提供しており、当該サービスはタイ国内で提供され使用されていると考えられるため、7%の税率で VAT の納税義務を負うとしました。B社が受領するその他の経費は、B社自身の経費として受領している場合、もしくはB社がタイもしくはラオス証券取引所に代わって受領したことを証明できない場合には、B社の VAT の計算のベースに含めなければならないとしました。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文 (タイ語) をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	宮下 淳	中島 雄一朗	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13228	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax
Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax
Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
ktthaidamri@deloitte.com

Business Tax (Business Model
Optimization)
Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services
Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

Transfer Pricing & Customs Services
Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI
Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/th/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 210,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2015 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.